

# 令和6年 業種別労働災害発生状況

(令和6年5月末)

稚内労働基準監督署

区分 業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計		41	41		42	42	-1	-2.4	100.0		123	123
除く鉱業計		41	41		42	42	-1	-2.4	100.0		123	123
製造業		5	5		7	7	-2	-28.6	12.2		19	19
食料品		5	5		5	5	±0	0.0	12.2		17	17
木材木製品											1	1
紙・パルプ												
窯業・土石					1	1	-1	-100.0			1	1
金属・機械					1	1	-1	-100.0			1	1
その他												
鉱業												
土石採取業		1	1				1		2.4		1	1
建設業		4	4		7	7	-3	-42.9	9.8		25	25
土木工事業		2	2		3	3	-1	-33.3	4.9		11	11
建築工事業		1	1		3	3	-2	-66.7	2.4		9	9
木造建築業					1	1	-1	-100.0			3	3
設備工事業		1	1				1		2.4		2	2
道路貨物運送		1	1		7	7	-6	-85.7	2.4		10	10
その他の運輸		1	1				1		2.4		1	1
貨物取扱業												
林業					1	1	-1	-100.0			2	2
漁業		3	3				3		7.3		15	15
商業		6	6		1	1	5	500.0	14.6		7	7
清掃業		1	1		1	1	±0	0.0	2.4		1	1
畜産業		1	1		2	2	-1	-50.0	2.4		6	6
その他の事業		18	18		16	16	2	12.5	43.9		35	35

※本統計は労働者死傷病報告書(休業4日以上)から集計したものであり、前年同期との比較です。

※本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。

※稚内労働基準監督署の管轄は、宗谷地方(稚内市、豊富町、猿払村、利尻町、利尻富士町、礼文町、枝幸町、浜頓別町、中頓別町、幌延町)及び留萌地方北部(天塩町、遠別町)の1市10町1村です。

# 令和6年 稚内労働基準監督署管内の死亡災害概要

(令和6年5月末)

No.	発生月	発生時	事故の型	起因物	業種	災害の概要
				なし		

令和6年  
業種別・事故の型別労働災害発生状況 (令和6年5月末)

稚内労働基準監督署

事故の型	業種	製造業						鉱業	土石採取業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造建築業	設備工事業	道路貨物運送業	その他の運輸業	貨物取扱業	林業	漁業	商業	清掃業	畜産業	その他の事業	全産業合計
		食品	木材製品	紙・パルプ	窯業・土石	金属機械	その他																	
1 墜落・転落		2	2					1	1		1								2			1	7	
2 転倒		1	1						2	1			1	1	1				3	1		1	10	
3 激突																						1	1	
4 飛来・落下																		1					1	
5 崩壊・倒壊		1	1																			1	2	
6 激突され																		1	1		1		3	
7 はさまれ・巻き込まれ																		1					1	
8 切れ・こすれ									1	1													1	
9 踏抜き																								
10 おぼれ																								
11 高温・低温の物との接触		1	1																				1	
12 有害物との接触																								
13 感電																								
14 爆発																								
15 破裂																								
16 火災																								
17 交通事故(道路)																						1	1	
18 交通事故(その他)																								
19 動作の反動・無理な動作																								
90 その他																						13	13	
99 分類不能																								
合計		5	5					1	4	2	1		1	1	1			3	6	1	1	18	41	

令和6年  
事故の型別・起因物別労働災害発生状況 (令和6年5月末)

稚内労働基準監督署

事故の型	起因物	11	12	13	14	15	16	17	21	22	23	31	32	33	34	35	36	37	39	41	51	52	61	71	91	92	99	合
		原	動	木	建	金	一	車	動	動	乗	圧	化	溶	炉	電	人	用	そ	仮	危	材		自	そ	起	分	
		機	構	械	械	械	械	械	等	機	物	器	器	置	等	備	等	具	備	等	等	料	荷	等	物	し	能	
1	墜落・転落				1					1								3		2								7
2	転倒																			3				6		1		10
3	激突																			1								1
4	飛来・落下																					1						1
5	崩壊・倒壊																			1					1			2
6	激突され								1		1													1				3
7	はさまれ・巻き込まれ								1																			1
8	切れ・こすれ					1																						1
9	踏抜き																											
10	おぼれ																											
11	高温・低温の物との接触															1												1
12	有害物との接触																											
13	感電																											
14	爆発																											
15	破裂																											
16	火災																											
17	交通事故(道路)																											1
18	交通事故(その他)																											
19	動作の反動・無理な動作																											
90	その他																									13		13
99	分類不能																											
合	計				1	1			2	1	2				1			3		7		1		8	13	1		41



## <令和6年労働災害は昨年比減少>

### 1 労働災害発生状況

令和6年5月に確認された休業4日以上労働災害件数は9件でした。令和6年の労働災害件数は合計で41件となり、前年同期と比べて1件減少(-2.4%)となりました。全体の労働災害のうち、新型コロナウイルス感染症によるものは13件となっています。60歳以上の高齢労働者による労働災害件数は18件で全体の43.9%を占めています。

### 2 労働災害事例(括弧内は年齢性別、休業見込期間)※新型コロナウイルス感染症事例は除く

#### 【製造業】

・ホタテを流すため、ベルトコンベア上にホタテを積み上げていたが、流れが悪くなったことから、ホタテの山の上に立って、ホタテの山を棒でつつこうとしたところ、ホタテが崩れて体勢を崩し、壁に胸を打ち骨折したものの。(70代男性、1週間)

#### 【建設業】

・漁港において、ディスクグラインダーを使用して係船柱を切断しようとしたところ、キックバックが起きて左膝に創傷を負ったもの。(60代男性、2週間)

#### 【小売業】

・店内で走り出した客と衝突しそうになったため、避けようとしたところ転倒し、肋骨を骨折したものの。(40代男性、1週間)

#### 【漁業】

・ホタテ漁において、ホタテとともに引きあげられた石を持ち上げた際に、手から石が滑って右足の上に落下し、第五趾を骨折したものの。(40代男性、1か月)

#### 【接客娯楽業】

・ツアーガイドのインストラクターが雪崩に巻き込まれて、右大腿骨を骨折したものの。(20代男性、12か月)

・店員がカウンターから身を乗り出すような姿勢(カウンターに肋骨が押しあたる姿勢)で接客していたところ、肋骨に負荷がかかり、骨折したものの。(40代女性、5日)

### 3 稚内署からのお知らせ

#### ○労働者死傷病報告は災害発生後、遅滞なく提出してください

労働災害や事業場内での負傷(例 通勤中に敷地内で転倒した場合等)により1日以上休業が発生した場合は、その休業日数に応じて、下記のとおり、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

休業4日以上→様式第23号により遅滞なく提出

休業1日以上4日未満→様式第24号により四半期ごとにまとめて提出(1-3月は4月末まで。以後同様)

※労災保険による休業補償を請求するか否かに関係なく提出が必要です。

#### ○熱中症クールワークキャンペーン(令和6年5月1日～令和6年9月30日)

昨年、稚内署管内においても熱中症による労働災害(休業4日以上)は2件発生しています。WBGT値の把握、作業環境の整備、水分・塩分補給やこまめな休憩の確保等の熱中症対策を講じてください。また、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があった場合でも周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行ってください。

#### ○建設工事着工期労働災害防止運動(令和6年4月1日～令和6年6月30日)

「『着工期』こそ、安全対策の「質」を決める時期」です。工事本格化の前に、安全管理体制を見直しましょう。

#### ○全国安全週間(6月準備月間、7月1日～7月7日本週間)

全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に実施され、本年で97回目を迎えます。

本年のスローガンは「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」となっています。重点事項等は、[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39684.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39684.html) からご確認ください。

#### ○化学物質の法改正が完全施行されています(令和6年4月1日～)

化学物質を取扱う際は、必ずSDS(安全データシート)を入手し、必要なばく露防止措置を講じてください。詳細は「ケミサポ」(<https://cheminfo.johas.go.jp/>)をご覧ください。規制対象物質に該当するかどうかは、「職場のあんぜんサイト」より確認可能です。下記QRコードはリンクとなっています。

#### ○建設業、自動車運転者、医師に時間外労働の上限規制が適用されています(令和6年4月1日～)

上記業種・職種については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、令和6年4月1日から適用されました。

### 先月の労働者死傷病報告書(休業4日以上)の受付状況

製造業	1件
建設業	1件
道路貨物運送業	0件
林業	0件
その他の事業	7件
計	9件



ケミサポ



職場のあんぜんサイト



安全週間

※労働災害の発生月と労働者死傷病報告書の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例であり、災害件数と事例数は異なる場合があります。

## 「Safeコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています!

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示していますので、加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。(0162-73-0777)